

秋田公立美術大学学生の留学等に関する規程

平成28年 2月12日

規 程 第 7 号

(趣旨)

第1条 学生が、海外の大学および研究機関等（以下「海外の大学等」という。）において行う留学、アートプロジェクト参加、ボランティア参加等（以下「留学等」という。）に関しては、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第42条および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。）第33条の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(留学等の範囲)

第2条 留学等の範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 公立大学法人秋田公立美術大学海外の大学および研究機関等との協定に関する規程（平成27年公立大学法人秋田公立美術大学規程第17号。以下「協定規程」という。）により協定を締結した海外の大学等（以下「協定大学等」という。）において行う当該協定に基づく留学等
- (2) 協定大学等以外の海外の大学等において行う次に掲げるもの。
 - ア 語学研修等を目的とした短期留学
 - イ アートプロジェクト、アーティスト・イン・レジデンス、学会、シンポジウムへの参加
 - ウ ボランティア、インターンシップへの参加
 - エ その他学長が認める国際交流

(留学等の申請)

第3条 留学等をしようとする学生は、本人および保証人連署の留学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学等の許可)

第4条 学長は、前条による申請があったときは、別に定める基準により

審査を行い、留学等を許可することができる。

(留学等に対する支援)

第5条 学長は、第4条の規定により留学等を許可した学生に対し、留学等に必要な情報を提供し、又は留学等に必要な費用の一部を支出することができる。

(留学等報告書)

第6条 学生は、留学等が終了したときは、留学等報告書を学長へ提出しなければならない。

(許可の取消し)

第7条 学長は、次に掲げる場合は、第4条の規定による許可を、留学等の開始前、開始後又は終了後にかかわらず、取り消すことができる。

- (1) 協定大学等において行う留学等について、協定規程第7条の規定により、協定を停止又は破棄されたとき
- (2) 実際の留学等の内容が、許可を受けた留学等の内容と著しく異なるとき

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生の留学等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月12日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規程第16号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。